

里親制度について知っていますか？

里親制度とは

里親制度は、さまざまな事情で自分の家庭で暮らすことのできない子供たちを、里親の家庭で温かい愛情と正しい理解をもって養育する制度です。里親になるためには特別な資格は必要ありませんが、所定の研修を受講いただきます。

里親にはさまざまな種類があります。

- **養育里親** 18歳未満の子供を、家庭に戻るまでの間や自立するまでの間、養育します。期間は一年以内の短期の場合もあれば、それ以上の長期の場合もあります。
- **養子縁組里親** 子供と養子縁組または特別養子縁組によって、法的に親子になることを希望する里親です。
- **専門里親** 専門的なケアを必要とする子供を一定期間養育する里親です。一定の要件を満たし、定められた研修を受講して認定されます。
- **親族里親** 両親が死亡、行方不明、長期入院等、やむを得ない事情がある場合に、子供の扶養義務者及びその配偶者が里親として養育します。

チェック

里親委託により、特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己肯定感を育み、基本的信頼を獲得することが期待できます。

県では、子供たちに家庭的な環境が提供できるよう里親制度の普及を図るとともに、里親のスキルアップ研修や悩み相談など、里親に対する支援にも取り組んでいます。

相談窓口

- 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター TEL 073-445-5312
- 和歌山県紀南児童相談所 TEL 0739-22-1588
- 和歌山県紀南児童相談所 新宮分室 TEL 0735-21-9634
- 里親支援センター「なでしこ」 TEL 0736-69-1004
- 里親支援センターほっと TEL 0739-34-2735

チェックリストについてのお問い合わせ〈県人権施策推進課〉

電話 073-441-2566 FAX 073-433-4540

